

学習用タブレット端末貸出に関する留意事項の同意書

江戸川区教育委員会より区立全小・中学校の児童・生徒に、学習用タブレット端末 (iPad) 及び付属品が貸与されました。

本校において端末を貸与するにあたり、保護者の皆様には、次の留意事項を御確認いただいた上で、同意書の提出をお願いします。

【留意事項】

1. 基本的な使い方

- 端末を学習活動以外の目的で使用しません。
- 端末を学習活動以外の目的で使用したことによる問題について、その責任を区や学校に求めることはしません。
- 譲渡、貸与、転売などはしません。(盗難の場合は、警察へ届け出て学校へ報告します。)
- 学校外で使用する際、家庭もしくは区や学校が認めた施設の通信環境(Wi-Fi等)にのみ接続します。
- 家庭でWi-Fi接続を行う際の通信料は、家庭で負担します。
- 故意、過失等によるタブレット端末が使用できない状態になった場合、修理等の代金支払いや弁償をします。
- 学校の許可なく端末の設定を変更したり、アプリケーションのインストールをしたりしません。
- 端末は、毎日家庭に持ち帰り、翌日の学校での利用に備えて必ず充電を行います。
- 健康面に配慮し、長時間の利用や寝る直前までの利用はしません。
- 学習の成果物や、児童・生徒の学習を撮影した写真・動画などを、児童・生徒・教員用の学習用タブレット端末を使用し、インターネット上のストレージクラウド (OneDrive等) に保存します。
・学校の授業や行事などの様子についてインターネット環境を利用し、保護者へ送信する場合があります。

2. 個人情報、人権・著作権・肖像権について

- パスコードは他者に教えません。
- 自分や他人の個人情報はインターネット上に公開しません。
- 学習活動に必要な教材等の利用のため、児童・生徒の個人情報がクラウドサービス上に保存されることに同意します。
- アカウント作成や更新作業などの際に、必要な個人情報(氏名、学校名、学年、組、等)を委託先に提供する場合があることを承諾します。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは、絶対にネット上に上げません。
- 他人の作品や表現を尊重し、使用する際には許可をもらい、著作権を侵害しません。
- 写真を撮ったり、音や映像を録音、録画したりする時は、必ず相手の許可をもらい、肖像権を侵害しません。
- 上記の賠償責任など、学校で解決不可の問題になり、保護者の責任になる場合があることを理解しています。

3. その他

- 卒業、転出時または端末のリース期間が終了となった時には、貸与されたもの全て(本体及び付属品)を返却します。
- 区や学校で決めた約束事等を守って、端末を利用します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 切り取り線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

江戸川区立新田小学校長 様

同意書

学習用タブレット端末 (iPad) 及び付属機器を活用するにあたり、「学習用 iPad 貸し出しに関する留意事項」を確認し、同意します。

令和 年 月 日

年 組 保護者氏名

㊞

児童氏名

※兄弟姉妹がいる場合には人数分提出をお願いします。

※本同意書の提出をもって、学習者用タブレット貸与期間中、上記の留意事項に同意しているものと見なします。